平成３０年（フ）第３３２号
札幌市中央区南10条西８丁目４番５－202号
債務者　小林真理子
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　雄則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３９３号
さいたま市北区大成町４丁目457番地　レオパレスアムール大宮Ⅱ103号室
債務者　菅原　宗亮
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月２日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２４４号
大阪府吹田市岸部中１丁目23番10号
債務者　倉田　光義（旧姓石尾）
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　祐一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１９３号
大阪府高石市取石３－４－36、住民票上の住所大阪府泉大津市東雲町15番38号　Ｂ－203号
債務者　炭谷　光寄
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣石　佑志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２５５号
堺市南区原山台１丁５番１－403号、前住所堺市南区和田東942番地２　グリーンコーポ泉ヶ丘203号
債務者　和風喫茶ちくまこと和カフェちくまこと　熊田庄次郎
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橘高　悠一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２６号
福岡県嘉麻市鴨生859番地11　稲築貴舟団地１号
債務者　鶴　　由美
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立　昭佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成３０年（フ）第１１６号
岐阜県本巣郡北方町加茂590番地の４
債務者　中村　　登
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳場　雄貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月19日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第８３号
埼玉県坂戸市伊豆の山町２番地17　レオパレスミユフィーユ202号室
債務者　杉村　和子
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　達人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月４日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第４０４号
愛知県小牧市大字北外山2611番地２　ＤＵＰＬＥＸ国王13　106号、従前の住所愛知県春日井市桃山町２丁目250番地１　シャトー桃山406号
債務者　北山　正則
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　葛西　良亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月４日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７４号
熊本市中央区国府１丁目11番７号　アトール水前寺203
債務者　石丸　浩司
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大久保俊吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１１４号
熊本県合志市幾久富1909番地625　嘉悦ハイツ　101号
債務者　原　奈保美
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　英範
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月21日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１７０６号
名古屋市名東区平和が丘２丁目116番地　ライオンズマンション平和ケ丘214号、従前の住所愛知県春日井市宮町字宮町114番地８
債務者　太田　　宏
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川副　俊高
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月５日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２３８号
名古屋市守山区瀬古東３丁目802番地　山の手ハウスⅡ　Ａ棟101号
債務者　角堀音楽事務所こと　角堀　普救
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　真志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月５日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４３０号
愛知県春日井市若草通５丁目８番地　ディアスＫ＆Ｋ　Ａ棟101号
債務者　粥川　春光
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　露木　洋司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月５日午前10時35分
5　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１６６号
埼玉県越谷市大字大林486番地４
債務者　半田　優二
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　侑樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第４２４号
札幌市西区八軒６条東１丁目５番21号
債務者　藤澤　秀之
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根岸　優介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部